

第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂について

1 計画の概要

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ①計画期間 令和2年度～令和6年度
- ②目的 人口減少の克服と持続可能な地域づくり
- ③概要 4つの基本目標、15の施策の基本的方向

(2) 総合計画（中期基本計画）

- ①計画期間 令和4年度～令和7年度
- ②目的 総合的かつ計画的な市政運営を図る
- ③概要 8つの分野横断課題、8つの政策分野

(3) 両計画の関係

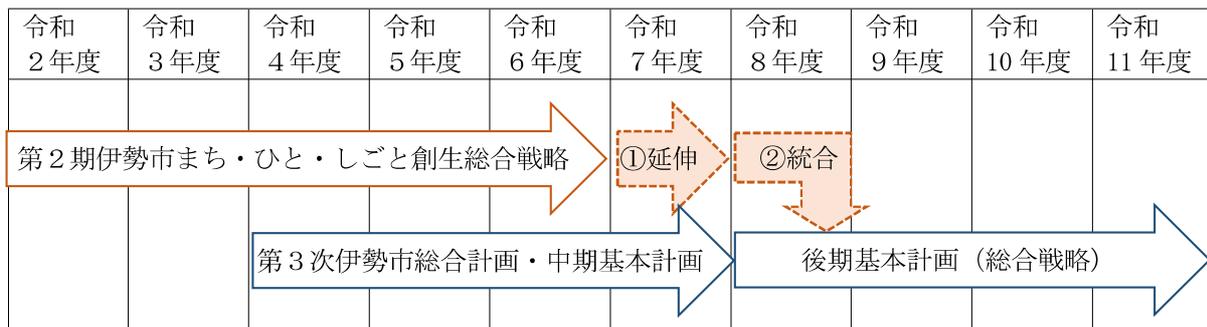
- ①総合戦略の策定目的である「人口減少の克服と持続可能な地域づくり」は、総合計画を進めるうえでの大前提となるものである。
- ②両計画のいずれも全政策分野を対象とした方向性・施策を定める計画である。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂

- ・両計画が近似する計画である中、個別に策定することで、「策定・進行管理における重複（事務作業・審議会審議等）」「市民等から見たときの分かりづらさ」等の課題がある。
- ・両計画を統合することで、策定・進行管理における事務の合理化・効率化を図るとともに、市民等にも分かりやすい進行管理を行う。

(1) 統合手順

- ①総合戦略と総合計画の計画期間にズレがあるため、現総合戦略の計画期間を1年延伸する。
- ②総合計画・後期基本計画を、総合戦略の要件を踏まえた内容で策定する。



(2) 総合戦略の計画期間延伸に係る改訂

①計画期間 令和2年度～令和6年度 ⇒ 令和2年度～令和7年度

②改訂事項 現在の計画を基礎として

- ・施策の基本的方向性等を時点修正
- ・指標やKPIの目標値の再設定
- ・「デジタル技術の活用」などの具体的取組の追加

③改訂スケジュール

令和6年7月 伊勢市まち・ひと・しごと創生会議（計画改訂の方向性）

令和6年8月 総務政策委員協議会

令和6年11月～ 伊勢市まち・ひと・しごと創生会議（計画改訂(案)）

令和7年2月 総務政策委員協議会

令和7年3月 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂

3 参考

(1) 【内閣府】 地方公共団体における計画等の一体的策定等の状況調査

- ・調査期間 令和6年1月23日～2月14日
- ・回答数 市区町村 1,091 団体/1,741 団体 (62.7%)
- ・総合計画と総合戦略を一体的に策定（市区町村） 220 団体

(2) 【県】 みえの元気プラン（令和4年10月策定） ※総合計画 基本計画に相当

- ・令和5年4月から「みえの元気プラン」を総合戦略として位置付け。

いせ市民活動センターの指定管理について

1. 施設の名称及び所在地

いせ市民活動センター
伊勢市岩渕1丁目2番29号

2. 業務内容

いせ市民活動センターの管理運営

3. 指定期間

第8期(現行)	第9期(予定)
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 (1年間)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日 (1年間)

4. 指定期間の変更および指定管理者

令和7年度内に建物改修工事を施工予定で、工事期間中は、施設の使用が制限され、管理運営業務の見直しが必要となるため、指定管理期間は令和7年度のみとする。指定の期間が短いことから、指定管理者の公募は行わず現行の指定管理者を指定したい。

5. 指定管理の状況

指定管理者 特定非営利活動法人いせコンビニネット
協定による指定管理料

第8期 17,500,000円(令和6年度:1年間)

年間利用者数(参考)

令和3年度	北館	18,493人	南館	5,533人
令和4年度	北館	20,352人	南館	8,801人
令和5年度	北館	24,796人	南館	9,501人

伊勢市一之木地区集会所の廃止について

1 一之木地区集会所について

周辺地域を含めた地域住民が憩いの場として集い、様々な日常交流の中で人権問題についての理解を深めることにより、市民の福祉の増進及び生活文化の向上に寄与するため設置している。

2 一之木地区集会所の廃止について

施設類型別計画においては、将来的に譲渡することとなっていたが、昭和57年に開設された施設であり老朽化しているため、今後の維持管理が困難な状況となることから地元住民の方々との協議の結果、令和6年度末で廃止し令和7年度に施設の解体を行う。

3 スケジュール

令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・ 9月議会（伊勢市地区集会所条例の一部改定について議案提出）・ 除却に係る次年度予算計上
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・ 施設解体

二見地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更について

1 変更理由

本年度で指定管理期間が満了となる下記対象施設については、施設類型別計画において、第Ⅰ期中(令和6年度まで)に地元自治会へ譲渡することとなっている。

しかし、譲渡手続き等に時間を要することから、譲渡等の期限を最長3年間延長(令和9年度中)できることとした。このことから、次期指定管理期間についても合わせて変更することとした。

2 対象施設の名称、所在地及び指定管理者(現行)

施設名称	建築年月	所在地	指定管理者名
三津コミュニティセンター	H5.3	伊勢市二見町三津 301 番地	三津区自治会
江コミュニティセンター	H8.1	伊勢市二見町江 683 番地	江区自治会
西コミュニティセンター	H12.3	伊勢市二見町西 866 番地	西区自治会
光の街コミュニティセンター	H15.3	伊勢市二見町光の街 1019 番地 4	光の街区自治会

コミュニティセンター(4施設)

※ 今一色コミュニティセンターの現行の指定管理期間は、令和6年4月1日から、令和11年3月31日までのため指定管理期間変更の対象外。

3 指定管理期間

現行期間	次期期間
令和3年4月1日～令和7年3月31日 (4年間)	令和7年4月1日～令和10年3月31日 (3年間)

4 指定管理者選定方法

当該施設は地域コミュニティの中核施設として重要な役割を果たしているため、従来どおり公募は行わず、地元自治会を指定管理者として指定することとしたい。

5 今後の予定

市議会12月定例会に議案提出

- ・ 指定管理者の指定